

逓信委員會議錄 第二十五号

昭和三十九年五月八日(金曜日)

午前十時三十五分開議

出席委員

委員長 加藤常太郎君

理事秋田 大助君 理事上林山榮吉君

理事佐藤洋之助君 理事志賀健次郎君

理事大柴 滋夫君 理事栗原 俊夫君

理事森本 靖君

小淵 惠三君 小泉 純也君

佐藤 孝行君 中村 寅太郎君

橋本登美三郎君 下平 正一君

畑 和君 受田 新吉君

出席國務大臣

郵政大臣 古池 信三君

出席政府委員

郵政事務官 武田 功君

(大臣官房長) 郵政事務官 北脇 信夫君

(監事局長) 郵政事務官 淺野 賢澄君

(貯金局長) 委員外の出席者

郵政事務官 岸本 四郎君

(人事局人事課長) 專門員 水田 誠君

五月八日

委員中嶋英夫君辭任につき、その補

欠として畑 和君が議長の名指で委

員に選任された。

五月七日

郵便局舎等の整備促進法制定に關す

る請願(安宅常彦君紹介)(第三四

一九号)

同外一件(大出俊君紹介)(第三四二

号)

同(千葉七郎君紹介)(第三四二一

号)

同外一件(西村関一君紹介)(第三

四二二号)

同(下部政已君紹介)(第三四五〇

号)

同外百四十九件(下平正一君紹介)

(第三四五一号)

同外四件(永井勝次郎君紹介)(第

三四五二号)

同外三十一件(西村関一君紹介)(第

三四五三三号)

同(千葉七郎君紹介)(第三四九四

号)

同外十九件(永井勝次郎君紹介)(第

三四九五号)

同(金丸徳重君紹介)(第三四九六

号)

同(下部政已君紹介)(第三五〇〇

号)

同外五十件(下平正一君紹介)(第

三五〇一号)

同外五十一件(下平正一君紹介)

(第三五一五号)

同外四件(永井勝次郎君紹介)(第

三五一六号)

同外一件(下部政已君紹介)(第三

五四六号)

同外一件(大出俊君紹介)(第三五

四七号)

同(金丸徳重君紹介)(第三五四八

号)

同外四十八件(下平正一君紹介)(第

三五四九号)

同(熊谷義雄君外二名紹介)(第三

六〇一号)

同外一件(熊谷義雄君外二名紹介)

(第三六〇二号)

同(田澤吉郎君外二名紹介)(第三

六〇三三三三)

同(竹内黎一君外二名紹介)(第三

六〇四四四四)

同(森田重次郎君外二名紹介)(第

三六〇五五五)

同(森田重次郎君外二名紹介)(第

三六〇六六六)

同(森田重次郎君外一名紹介)(第

三六〇七七七)

同(淡谷悠蔵君外二名紹介)(第三

六〇八八八八)

同外一件(海部俊樹君紹介)(第三

六〇九九九九)

同外一件(砂原格君紹介)(第三六

一〇〇〇〇〇)

同(重政誠之君紹介)(第三六六四

号)

同(谷川和穂君紹介)(第三六六五

号)

同(中川俊思君紹介)(第三六六六

号)

同外二件(永山忠則君紹介)(第三

六六七七)

同(内藤隆君紹介)(第三六六八

号)

同(原健三郎君紹介)(第三六六九

号)

同(藤田義光君外六名紹介)(第三

六七〇〇〇〇)

同(網迫兼光君紹介)(第三六七一

号)

戦傷病者の放送聴視料免除に關する

請願(登坂重次郎君紹介)(第三四

三五五五)

電話設備の拡充に係る電話交換方式

の自動化の実施に伴い退職する者に

對する特別措置に關する法律案撤回

に關する請願(栗原俊夫君紹介)(第

三四七二二二)

同(西ヶ久保重光君紹介)(第三五

四五五五)

同外七件(片島港君紹介)(第三七

二二二二)

同(小松幹君紹介)(第三七二二三三)

同外六件(児玉末男君紹介)(第三

七二三三)

同外一件(河野正君紹介)(第三七

二四四四)

同外一件(橋崎弥之助君紹介)(第

三七二五五五)

同(二宮武夫君紹介)(第三七二六

号)

同(日野吉夫君紹介)(第三七二七

号)

同(安井吉典君紹介)(第三七二八

号)

電信電話委託業務廃止に伴う特定郵

便局長に補償金交付に關する請願

(坪川信三君紹介)(第三四九三三三)

同(荒木萬壽夫君紹介)(第三五〇

九九九)

同(田澤吉郎君紹介)(第三五一〇

号)

同(谷垣專一君紹介)(第三五一一

号)

同 (塚田徹君紹介) (第三五二二号)
同 (羽田武嗣郎君紹介) (第三五二三号)
同 (八田貞義君紹介) (第三五二四号)
同 (森本靖君紹介) (第三五三四号)
同 (権藤三郎君紹介) (第三五三五号)
同 (今松治郎君紹介) (第三五九四号)
同 (高橋等君紹介) (第三五九五号)
同 (服部安司君紹介) (第三五九六号)
同 (早稲田柳右エ門紹介) (第三五九七号)
同 (相川勝六君紹介) (第三五九八号)
は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

小委員会設置に関する件
電波法の一部を改正する法律案 (内閣提出第一四六号) (予)
郵政事業に関する件 (高齢者退職に関する問題)
郵政監察に関する件 (金沢郵便局の郵政犯罪に関する問題)

○加藤委員長 これより会議を開きます。

この際、小委員会設置に関する件についておはかりいたします。
先ほどの理事会におきまして、電波監理及び放送に関する調査を行なうため、電波監理及び放送に関する小委員会を設置することを協議決定いたしました。が、理事会の決定どおり、小委員会を設置するに御異議ありませんか。

か。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○加藤委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

つきましては、小委員の人数は十二名とし、小委員及び小委員長は委員長の一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○加藤委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

それでは、小委員及び小委員長は、追って指名し、公報をもってお知らせいたします。

なお、委員の異動に伴う小委員及び小委員及び小委員長の補欠選任につきましては、委員長に一任願いたいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○加藤委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

また、小委員会において参考人招致の必要を生じた際は、委員長において、小委員長と協議の上、随時参考人を招致することとしたいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○加藤委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

○加藤委員長 次に、電波法の一部を改正する法律案を議題として審査に入ります。

電波法の一部を改正する法律案
電波法の一部を改正する法律
電波法 (昭和二十五年法律第百三十一号) の一部を次のように改正す

る。

第三十三条第三項ただし書中「船舶安全法第四條第一項第三号 (同法第十四條の規定に基づく政令において準用する場合を含む。以下同じ。)」を「船舶安全法第四條第一項第三号及び第四号 (以上の各規定を同法第十四條の規定に基づく政令において準用する場合を含む。)」に改める。

第三十三條の二の前の見出し及び同条を次のように改める。
(義務船舶局の無線設備の条件)
第三十三條の二 義務船舶局の無線設備は、次の各号に掲げる要件に適合する場所に設けなければならない。ただし、船舶安全法第四條第一項第三号 (同法第十四條の規定に基づく政令において準用する場合を含む。の船舶に施設する無線設備であつて、郵政省令で定めるものについては、この限りでない。

一 受信に際し外部の機械的雑音その他の雑音により妨害を受けることがない場所であること。
二 当該無線設備につきできるだけに、その場所が当該船舶において可能な範囲で高い位置にあること。

三 当該無線設備の機能に障害を及ぼすおそれのある水又は温度の影響を受けない場所であること。
第三十五條ただし書中「船舶安全法第四條第一項第三号」の下に「及び第四号 (以上の各規定を同法第十四條の規定に基づく政令において準用する場合を含む。)」を加える。

第三十五條の二中「船舶安全法第四條第二項」の下に「(同法第十四條の規定に基づく政令において準用する場合を含む。)」を加える。
第六十三條第二項中「五百トン以上」を「三百トン以上」に改め、同条第三項中「船舶安全法第四條第二項」の下に「(同法第十四條の規定に

基づく政令において準用する場合を含む。)」を加える。
第六十五條を次のように改める。
(聴守義務)
第六十五條 次の表の上欄に掲げる無線局でそれぞれ同表の下欄に掲げる周波数の指定を受けているものは、同表の一の項に掲げる無線局にあつては常時、同表の二の項及び四の項に掲げる無線局にあつてはその運用義務時間 (無線局を運用しなければならない時間をいう。以下同じ) 中、同表の三の項に掲げる無線局にあつては二時間をこえない範囲内において郵政省令で定める時間中、その無線局に係る同表の下欄に掲げる周波数 (一の項、三の項及び四の項に掲げる無線局で五百キロサイクル及び当該各項の郵政省令で定める周波数の指定を受けているものにあつては、五百キロサイクルとする。で聴守しなければならない。

無線局

無線局

一 国際航海に従事する船舶の義務船舶局 (船舶安全法第四條第一項第三号 (同法第十四條の規定に基づく政令において準用する場合を含む。の船舶の義務船舶局で郵政省令で定めるものを除く。))

二 第二種局、第三種局甲及び第三種局乙 (これらの船舶無線電信局のうち、一の項に掲げる無線局に該当するものを除く。))

三 第三種局内 (第一種局、第二種局、第三種局甲及び第三種局乙のいずれにも該当しない船舶無線電信局をいう。以下同じ。))

四 海岸局

周波数

五百キロサイクル又は郵政省令で定める周波数

五百キロサイクル

五百キロサイクル又は郵政省令で定める周波数

五百キロサイクル又は郵政省令で定める周波数

2 前項の無線局は、第一沈黙時間及び第二沈黙時間を除いて現に通信用を行なっている場合その他郵政省令で定める場合には、同項の規定による遵守をすることを要しない。ただし、緊急自動受信機を施設している船舶局にあつては、この限りでない。

3 第一項の無線局は、その運用義務時間（第三種局内にあつては、同項の郵政省令で定める時間）中は、緊急自動受信機により遵守してはならない。ただし、第一沈黙時間及び第二沈黙時間を除いて現に通信用を行なっている場合、その他郵政省令で定める場合は、この限りでない。

第九十九条の十一 第一項第一号中「義務船舶局の条件」を「義務船舶局の無線設備の条件」に、「第六十五條第五項及び第六項」を「第六十五條第一項」に改め、同項第三号中「又は第七十一條第一項の規定による無線局の周波数等の指定の変更の処分」を「第七十一條第一項の規定による無線局の周波数等の指定の変更又は第七十二條の二第一項の規定による伝搬障害防止区域の指定」に改める。

第七十二條の次に次の九条を加える。

(伝搬障害防止区域の指定)

第二百二條の二 郵政大臣は、八百九十メガサイクル以上の周波数の電波による特定の固定地点間の無線通信で次の各号の一に該当するもの（以下「重要無線通信」という。）の電波伝搬路における当該電波の伝搬障害を防止して、重要無線通信の確保を図るため必要があ

るときは、その必要の範囲内において、当該電波伝搬路の地上投影面に沿ひ、その中心線と認められる線の両側それぞれ百メートル以内の区域を伝搬障害防止区域として指定することができる。

一 公衆通信業務の用に供する無線局の無線設備による無線通信
二 放送の業務の用に供する無線局の無線設備による無線通信
三 人命若しくは財産の保護又は治安の維持の用に供する無線設備による無線通信
四 気象業務の用に供する無線設備による無線通信
五 電気事業に係る電気の供給の業務の用に供する無線設備による無線通信

六 日本国有鉄道の列車（連絡船を含む。第八八條の二第一項において同じ。）の運行の業務（政令で定めるものを除く。同項において同じ。）の用に供する無線設備による無線通信

2 前項の規定による伝搬障害防止区域の指定は、政令で定めるところにより告示をもつて行なわなければならない。この場合において、その指定が同項第一号に掲げる無線通信に係る無線設備の電波伝搬路に係る伝搬障害区域（以下「公衆通信障害防止区域」という。）の指定であるときは、その告示において、当該指定が公衆通信障害防止区域に係るものである旨を明示しなければならない。

3 郵政大臣は、政令で定めるところにより、前項の告示に係る伝搬障害防止区域を表示した図面を郵

政省及び関係地方公共団体の事務所に備へつけ、一般の縦覧に供しなければならない。この場合において、公衆通信障害防止区域については、その区域を表示した図面の見やすい箇所に、公衆通信障害防止区域である旨を明示しなければならない。

4 郵政大臣は、第二項の告示に係る伝搬障害防止区域について、第一項の規定による指定の理由が消滅したときは、遅滞なく、その指定を解除しなければならない。

(伝搬障害防止区域における高層建築物等に係る届出)
第二百二條の三 前条第二項の告示に係る伝搬障害防止区域（その区域とその他の区域とにわたる場合を含む。）においてする次の各号の一に該当する行為（以下「指定行為」という。）に係る工事の請負契約の注文者又はその工事を請負契約によらないで自ら行なう者（以下単に「建築主」という。）は、郵政省令で定めるところにより、当該指定行為に係る工事に自ら着手し又はその工事を請負人（請負工事の下請負人を含む。以下同じ。）に着手させる前に、当該指定行為に係る工作物につき、敷地の位置、高さ、高層部分（工作物の全部又は一部で地表からの高さが三十一メートルをこえる部分をいう。以下同じ。）の形状、構造及び主要材料、その者が当該指定行為に係る工事の請負契約の注文者である場合にはその工事の請負人の氏名又は名称及び住所その他必要な事項を書面により郵政大臣に届け出な

なければならない。

一 その最高部の地表からの高さが三十一メートルをこえる建築物その他の工作物（土地に定着する工作物の上部に建築される一又は二以上の工作物の最上部にある工作物の最高部の地表からの高さが三十一メートルをこえる場合における当該各工作物のうち、それぞれその最高部の地表からの高さが三十一メートルをこえるものを含む。）以下「高層建築物等」という。の新築

二 高層建築物等以外の工作物の増築又は移築で、その増築又は移築後において当該工作物が高層建築物等となるもの

三 高層建築物等の増築、移築、改築、修繕又は模様替え（改築、修繕及び模様替えについては、郵政省令で定める程度のものに限る。）

2 前項の規定による届出をした建築主は、届出をした事項を変更しようとするときは、郵政省令で定めるところにより、その変更に係る事項を書面により郵政大臣に届け出なければならない。

3 前二項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る文書の記載をもつてしては、当該高層部分が当該伝搬障害防止区域に係る重要無線通信の電波伝搬路における当該電波の伝搬障害を生ずる原因（以下「重要無線通信障害原因」という。）となるかどうかを判定することができないときは、郵政大臣は、その判定に必要な範囲内において、その届出をした建築主に対し、期限を定めて、

さらに必要と認められる事項の報告を求めることができる。

4 前条第一項の規定による伝搬障害防止区域の指定があつた際現に当該伝搬障害防止区域内（その区域とその他の区域とにわたる場合を含む。）において施工中の指定行為（郵政省令で定める程度にその施工の準備が完了したものを含む。）については、第一項の規定は、適用しない。

5 前項に規定する指定行為に係る建築主は、当該伝搬障害防止区域の指定後遅滞なく、郵政省令で定めるところにより、当該指定行為に係る工事の計画を郵政大臣に届け出なければならない。

6 第四項に規定する指定行為に係る建築主が、当該伝搬障害防止区域の指定の際におけるその指定行為に係る工事の計画（従前この項の規定による届出に係る計画の変更があつた場合には、その変更後の計画）のうち郵政省令で定める事項に係るものを変更しようとする場合には、第二項及び第三項の規定を準用する。

第二百二條の四 郵政大臣は、建築主が、前条第一項又は第二項（同条第六項及び次項において準用する場合を含む。）の規定による届出をした後、その届出をしない場合において、その届出をしないが、指定行為に係る工事又は当該変更に係る事項に係る部分の工事（郵政省令で定めるものを除く。）に自ら着手し又はその工事の請負人に着手させたことを知ったときは、直ちに、当該建築主に対し、期限

を定めて、同条第一項又は第二項（同条第六項及び次項において準用する場合を含む。）の規定により届け出るべきものとされている事項を、書面により郵政大臣に届け出るべき旨を命じなければならない。

2. 前項の規定に基づき前条第一項の規定により届け出るべきものとされている事項の届出を命ぜられてその届出をした者については、同条第二項の規定を準用する。

3. 第一項の規定に基づき命令による届出又は前項において準用する前条第二項の規定による届出があった場合には、同条第三項の規定を準用する。

（伝搬障害の有無等の通知）

第二百二条の五 郵政大臣は、第二百二条の三第一項若しくは第二項（同条第六項及び前条第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出又は前条第一項の規定に基づく命令による届出があった場合において、その届出に係る事項を検討し、その届出に係る高層部分（変更の届出に係る場合にあつては、その変更後の高層部分。以下同じ。）が当該伝搬障害防止区域に係る重要無線通信障害原因となることと認められるときは、その高層部分のうち当該重要無線通信障害原因となる部分（以下「障害原因部分」という。）を明示し、理由を付した文書により、当該高層部分が当該伝搬障害防止区域に係る重要無線通信障害原因とならないと認められるときは、その検討の結果を記載した文書により、その旨を

当該届出をした建築主に通知しなければならない。

2. 前項の規定による通知は、当該届出があつた日（第二百二条の三第三項（同条第六項及び前条第三項において準用する場合を含む。）の規定による報告を求めた場合には、その報告があつた日）から三週間以内になければならない。

3. 第一項の場合において、前二項の規定により、届出に係る高層部分が当該伝搬障害防止区域に係る重要無線通信障害原因となると認められる旨の通知を發したときは、郵政大臣は、その後直ちに、当該高層建築物等につき、建築主の氏名又は名称及び住所、敷地の位置、高さ、高層部分の形状、構造及び主要材料、障害原因部分その他必要な事項を書面により当該伝搬障害防止区域に係る重要無線通信を行なう無線局の免許人に通知するとともに、建築主からの届出に係る当該工事の請負人に対しても、当該障害原因部分その他必要な事項を書面により通知しなければならない。

（重要無線通信障害原因となる高層部分の工事の制限）

第二百二条の六 前条第一項及び第二項の規定により、届出に係る高層部分が当該伝搬障害防止区域に係る重要無線通信障害原因となると認められる旨の通知を受けた建築主は、次の各号の一に該当する場合を除くほか、その通知を受けた日から二年間（当該伝搬障害防止区域が公衆通信障害防止区域である場合には、三年間）は、当該指

定行為に係る工事のうち当該通知に係る障害原因部分に係るものを自ら行ない又はその請負人に行なわせてはならない。

一 当該指定行為に係る工事の計画を変更してその変更につき第二百二条の三第二項（同条第六項及び第二百二条の四第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出をし、これにつき、前条第一項及び第二項の規定により当該高層部分が当該伝搬障害防止区域に係る重要無線通信障害原因とならない旨の通知を受けたとき。

二 当該伝搬障害防止区域に係る重要無線通信を行なう無線局の免許人との間に次条第一項の規定による協議がととのつたとき。

三 その他郵政省令で定めした場合（重要無線通信の障害防止のための協議）

第二百二条の七 前条に規定する建築主及び当該伝搬障害防止区域に係る重要無線通信を行なう無線局の免許人は、相互に、相手方に対し、当該重要無線通信の電波伝搬路の変更、当該高層部分に係る工事の計画の変更その他当該重要無線通信の確保と当該高層建築物等に係る財産権の行使との調整を図るため必要な措置に関し協議すべき旨を求めることができる。

2. 郵政大臣は、前項の規定による協議に関し、当事者の双方又は一方からの申出があつた場合には、必要なあつせんを行なうものとする。

（違反の場合の措置）
第二百二条の八 次の各号の一に該

当する場合において、必要があると認められるときは、郵政大臣は、その必要の範囲内において、当該各号の建築主に対し、当該建築主が現に自ら行ない若しくはその請負人に行なわせている当該各号の工事を停止し若しくはその請負人に停止させるべき旨又は相当の期間を定めて、その期間内は当該各号の工事を自ら行ない若しくはその請負人に行なわせてはならない旨を命ずることができる。

一 第二百二条の三第一項又は第二項（同条第六項及び第二百二条の四第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して建築主からこれらの規定による届出がなかつた場合（第二百二条の四第一項の規定に基づく命令による届出があり、これにつき第二百二条の五第一項及び第二項の規定による通知をした場合を除く。）において、当該建築主が、現に当該指定行為に係る工事のうち高層部分に係るものを自ら行ない若しくはその請負人に行なわせているとき、又は近く当該工事を自ら行ない若しくはその請負人に行なわせる見込みが確実であるとき。

二 郵政大臣が第二百二条の三第三項（同条第六項及び第二百二条及び第二百二条の四第三項において準用する場合を含む。）の規定により報告を求めたが当該建築主から期限までにその報告がない場合において、当該建築主が、当該指定行為に係る工事のうち高層部分に係るものを自ら行ない若しくはその請負人に行なわせているとき、又は近く

当該工事を自ら行ない若しくはその請負人に行なわせる見込みが確実であるとき。

2. 前項の相当の期間は、第二百二条の六に規定する期間を基準とし、当該高層部分が当該伝搬障害防止区域に係る重要無線通信障害原因となる程度、当該重要無線通信の電波伝搬路を変更するとすればその変更に通常要すべき期間その他の事情を勘案して定めるものとする。

3. 郵政大臣は、第一項の規定により建築主に対し期間を定めて高層部分に係る工事を自ら行ない又はその請負人に行なわせてはならない旨を命じた場合において、その期間中に、当該建築主と当該伝搬障害防止区域に係る重要無線通信を行なう無線局の免許人との間に協議がととのつたとき、第二百二条の六第一号又は第三号に該当するに至つたときその他その必要が消滅するに至つたときは、遅滞なく、当該命令を撤回しなければならない。

（報告の徴収）

第二百二条の九 郵政大臣は、前七条の規定を施行するため特に必要があるときは、その必要の範囲内において、建築主から指定行為に係る工事の計画又は実施に関する事項で必要と認められるものの報告を徴することができる。

（郵政大臣及び建設大臣の協力）
第二百二条の十 郵政大臣及び建設大臣は、第二百二条の二から第二百二条の八までの規定の施行に関し相互に協力するものとする。

第八八条の二第一項中「若しくは気象業務」を「気象業務、電気事業に係る電気の供給の業務若しくは日本国有鉄道の列車の運行の業務」に改める。

第九百十條に次の二号を加える。

八 第八二条の六の規定に違反して、障害原因部分に係る工事を自ら行ない又はその請負人に行なわせた者

九 第八二条の八第一項の規定に基づく命令に違反して、高層部分に係る工事を停止せず若しくはその請負人に停止させない者又は当該工事を自ら行ない若しくはその請負人に行なわせた者

第二百二条の八第一項の規定に基づく命令に違反して、高層部分に係る工事を停止せず若しくはその請負人に停止させない者又は当該工事を自ら行ない若しくはその請負人に行なわせた者

第二百二条の四第一項の規定に基づく命令に違反して、届出をせず又は虚偽の届出をした者

第二百二条の三第一項又は第二項（同条第六項及び第二百二条の四第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、届出をせず又は虚偽の届出をした者

第七 第二百二条の九の規定により報告を徴された場合において、報告をせず又は虚偽の報告をした者

第二百二条の三第五項の規定に違反して、届出をしない者

附則

（施行期日）
1 この法律は、公布の日から起算して六十日をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第三十三條、第三十三條の二（同条の前の見出しを含む）

む。第三十五條、第三十五條の二、第六十三條、第六十五條及び第九十九條の十一第一項第一号の改正規定並びに次項の規定は、千九百六十一年の海上における人命の安全のための国際条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。

（電波法の一部を改正する法律の一部改正）
2 電波法の一部を改正する法律（昭三十八年法律第八十二号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「並びに国際航海に従事する総トン数千六百トン以上の船舶（旅客船を除く。）の第二種局乙及び第三種局甲」とあるのは「及び国際航海に従事する総トン数千六百トン以上の船舶（旅客船を除く。）の第二種局乙」とし、同条第二項中「第三種局甲（同項に規定するものを除く。）及び第三種局乙」とあるのは「及び第三種局乙」とし、同条第六項中「を削る。」

理由
千九百六十一年の海上における人命の安全のための国際条約の発効に備えて、船舶局の無線設備に関する条件等を改めるとともに、マイクロ波による重要無線通信の電波伝搬路における高層建築物等の建築による伝搬障害を防止するため、伝搬障害防止区域の指定、当該区域に係る高層建築物等の建築の制限等に関し所要の措置を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○加藤委員長 本条について提案理由の説明を聴取することとしたします。古池郵政大臣。

○古池郵政大臣 たいだいま議題となりました電波法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

第一点といたしましては、昨年四月に批准されました千九百六十一年の海上における人命の安全のための国際条約の発効に備えまして、電波法中の船舶局の無線設備、運用等に関する条件を新しい条約に適合させるために必要な改正をしようとするものであります。

第二点といたしましては、昨年の建築基準法の一部改正によりまして、新たに容積地区の制度が設けられ、この地区では、三十一メートルという従来の高さの制限を受けない高層建築物の建築が予想されますので、この機会に、高層建築物その他の工作物によるマイクロ波重要無線通信路の障害を防止するための措置を講じようとするものであります。

次に、この法律案の要旨を御説明申し上げます。

まず、安全条約関係につきましては、義務船舶局の無線設備を設ける場所の要求を若干強化し、第三種局乙の船舶の範囲の下限を三百トンとし、並びに国際航海に従事する三百トン以上千六百トン未満の貨物船の船舶局の聴守義務時間を一日二十四時間としようとするものであります。

次に、高層建築物等によるマイクロ波重要無線通信路の障害防止の関係につきましては、高層建築物等による障害から保護すべき無線通信を八百九十メガサイクル以上の周波数を使用する固定地点間の重要無線通信に限ること

とし、その電波伝搬路の直下で郵政大臣が指定する区域内において高さ三十一メートルを超える者は、事前に郵政大臣に届け出なければならないこととし、電波伝搬上の障害となる旨の通信を受けた場合には、まず、建築主と関係無線局の免許人との間の協議によつて障害防止措置を講じるものとし、もし、協議がととのわない場合には、建築主は、通知を受けた日から、公衆通信に対する障害の場合には三年間、その他の重要無線通信に対する障害の場合には二年間、当該建築物の障害原因となる部分の工事をしてはならないこととしようとするものであります。

以上がこの法律案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決くださるようお願いいたします。

○加藤委員長 次に、郵政事業に関する件及び郵政監察に関する件について調査を進めたい。

質疑の通告がありますので、これを許します。森本郵君。

○森本委員 若干おそくなりましてけれども、この前の新聞で報道するところによりまして、静岡県の例の特定郵便局におきまして貯金の横領事件が、この委員会でもちよつと問題になったわけでありまして、その後また金沢郵便局におきまして、その総金額が六百二十五万円というふうな相当大きな横領事件が出ておるわけでありまして、現在まではほとんど特定郵便局、特にその中でも無集配郵便局というところでありましたので、それについては、確かに監察業務の遅滞といえますか、あるいは機構のあり方といえますか、そういうところの原因があるということ

は、これは一応はつきりいたしましたので、若干不可抗力的な面もあるわけでありまして、今回の金沢郵便局の貯金横領事件については、われわれといたしましては実に不可解であります。なぜかならば、少なくとも金沢郵便局というのは統括郵便局でありまして、貯金課というものが別個にあるわけでありまして、そういうところの大きな郵便局におきまして、約九年間にわたってこれほど大きな犯罪事故があったという点がどうしてわからなかつたかという点について、われわれとしても非常に不審を抱きますし、まして統括郵便局におきましてこういうふうな貯金の犯罪が起こるということは、国民一般が貯金事業に対する信頼感というものを全く失うということになりはしないかということで、非常に心配をするものであります。そういう点から、今回のこの横領事件については、私は徹底的にこの原因と、さらによつてきたところの真因というものをはつきりと突きとめなければならぬ。ただすべきものはただ、機構が悪ければ直すというふうな方向でいかなければ、二度とこういう事件が起こらないと保証はできないわけでありまして、今日までのように、特定郵便局だけで犯罪がほとんど行なわれておつたということになるとするならば、考えようによりましては、特定局というものの制度上の欠陥、あるいはまた一名か二名でやつておるといふ現状でありますので、いまの無集配特定局であるとすれば、これは特定郵便局で担当の為替貯金業務の二人が組んでやつたとすれば、ほとんど不可抗力的な犯

罪事故になるわけであり。ところが、こういうふうな金沢郵便局という統括郵便局でこういう事故が起こるといふことは、よほど徹底的に原因を追及して、今後再び起こらないようにという考え方を郵政省全体がしなくては、またいづどこでこういう犯罪が起るかもわからぬということが懸念されるわけでありまして、きょうは若干の時間をさいていただきまして、この事故のよつてきた原因と、今後に対処するところの郵政省の対策をただし、こゝろに考えておるわけでありまして、まずこの金沢郵便局の事件の概要を御説明願いたい、こゝろ思うわけであり。す。

○古池国務大臣 ただいま御指摘になりましたように、先ごろ静岡県七間局におきまして長期にわたる悪質な犯罪が発覚いたし、私は非常に遺憾に考えて善後策を講じてまいつたのであります。さらに引き続き、今回金沢の郵便局におきまして、同様貯金に関する犯罪が発覚し、しかもその内容といふことは、十年近くも継続して行なわれて発覚しなかつたといふことは、まことに遺憾千万でございます。これが日本の郵便貯金に対する国民の信用を失墜するといふことももちろん考えられますし、事業を預かつておられます私どももいたしまして、実に遺憾にたえないところでございます。この点は、この機会におわびを申し上げると同時に、今後再びかような事故を起こさないように徹底的に考えてまいりたいと存じます。

詳細については、事務当局のほうから詳しく御報告を申し上げさせますが、要するにいままでの貯金の扱ひの

制度自体に不十分な点があつたのではない、また人の一切の配置等についても遺憾な点があつたのではあるまいか、その他いろいろの原因が考えられると思いますが、それでは、いままでそういうことがなぜ改善されなかつたかという点も重要であります。これにつきましても、根本的な改革をやらうとすれば、相当多額の予算とまた要員も必要とするようなこともありまして、いままで十分なることができなかった点がありはしないかというような疑問も持たれますので、さうな点を今後詳細に調査をいたしまして、今は絶対かような事故の起きないような制度を考えてまいりたい、こゝろ思っております。

なお、この犯罪の概要につきましても、貯金局長のほうから御説明を申し上げたいと思ひます。

○北脇政府委員 それでは、私から犯罪の概要を申し上げます。

被疑者伊藤常司、三十七才、金沢郵便局貯金課窓口払出係現金主任であります。昭和三十一年十月から三十九年二月に至る八年四カ月にわたりまして、局外において預金者から委託を受けた定期貯金を預入手続する際に、定期証書は申し込みを受けましたとおりの額で作成交付いたしますが、原符及び預入報告は少額にいたしまして、その差額を横領していたのであります。現在までに判明いたしましたところでは、犯罪の金額は六百二十五万九千円に達しております。この件数は三十八件でありまして、実損額は四百八十二万六千五百円に達しております。

発覚の端緒は、預金者の一人であり

ます鶴田某が、伊藤に委託して預金した定期貯金二百二十万円につきまして、他の郵便局で払い戻しができるかどうかを金沢桜町郵便局に行つて相談しましたところ、同局長が念のため金沢地方貯金局に照会しました結果、名義人及び預入金額の不符合を発見し、同地方貯金局から金沢郵政監察局に事故報告があつたものであります。

犯罪の動機は、結婚費用に窮し横領したと申しておりますが、その後株券購入等にもその金を充當しております。

四月十七日、すなわち地方貯金局から監察局に報告のあつたその日に逮捕いたしました。同月十九日二百二十万円の犯罪額をもちまして金沢地検に送致いたしました。さらに二十五日には追訴いたしております。

概要以上のとおりであります。

○森本委員 先ほど私が申しましたように、静岡の七間町の郵便局、それからその前の東京都内の郵便局の犯罪事故、これは特定局でありますので、人数も少数でありますから、先ほど言いましたように局長と当務者が組んでおる、あるいは組んでいないけれども、全然一人にまかしておる、こゝろにやうなやり方が原因であつたわけでありまして、今この場合、非常にふしぎでならぬのは、こゝろに統括郵便局においてこゝろにやうなことが行なわれるといふことは、一体十年間もそれが発覚しないといふことは、どこにその原因があるかといふことがわれわれとしては非常にふしぎでならぬわけでありまして、ちよつと尋ねたいと思ひますけれども、こゝろの統括郵便局の総定員は幾らですか。

○北脇政府委員 総定員は三百八十九名でございます。

○森本委員 三百八十九名の中で貯金課の定員は幾らですか。

○北脇政府委員 貯金課五十四名でありまして、うち内勤が二十五名、外勤が二十九名であります。

○森本委員 それで貯金課のいわゆる役職といふものは課長からずつといきまして、どのくらいありますか。

これは普通局の統括局でありますから、貯金課長、それから課長代理、さらに内務主任、それから主任、こゝろに制度になつておるはずであります。それだけおられますか。

○浅野政府委員 ただいまおっしゃいましたように、課長、課長代理、内務主任、外務主任、それから主任、こゝろにやうなふうになつております。

○森本委員 それで貯金の受け入れされたものについては、こゝろにどのどの辺まで決裁の判が回つていくわけですか。

○浅野政府委員 正規にやらしてあります手続でまいりますと、主任の段階、それから局によりましては課長代理、こゝろにやうになつております。が、本局におきましては主任の段階でとどまつていたやうであります。

○森本委員 そゝろにやうのはきまつてないのですか。

○浅野政府委員 現在、取扱規程におきまして、現金主任、それから事務主任、こゝろにやうに分けてまして、局状によりまして人数に相当幅がございますから、小局におきましては小局に適するやうに、相当数おりますところにおきましては窓口要員、それから事務、現金と分けていくやうに、それぞ

れの局状によりまして郵政局において大体判断いたしております。

○森本委員 そゝろにやうなところ、こゝろに決裁の判をつくの主任だけですか。

○浅野政府委員 この局におきましては、当然主任の段階においてやるべきものと考へております。

○森本委員 その主任の段階はやつてなかつたわけですね。

○浅野政府委員 私どもの段階におきましては、この件につきましてまだ直接聞いておりませんが、おそろそろだつたと思へられます。

○森本委員 聞いておりませんといふのは、いま私が言つたやうに、この事件は徹底的に追及しなければ、今後どういふ措置をとつたらいいかといふことは出てこないわけなんですよ。だから、いま言つたやうなことは貯金局長も監察局長もちゃんと調べておかなければいかぬ。とにかく主任まで決裁をしておる、こゝろにやうなことであります。が、それではいつに聞きますが、窓口はこゝろに一体何人やっておりますか。

○北脇政府委員 窓口は払いのほうに四人、それから受けのほうに四人、計八人でやつております。

○森本委員 受けのほうの四人といふのはそれぞれ業務を分けておりますか。それともすべての受けを四人でやつておるわけですか。

○北脇政府委員 形式的には分けておりますが、実質的には同じ仕事をやつておる、こゝろにやうな状況でございます。

○森本委員 形式的には分けておりますが、実質的には同じやうにやつてお

るとはどういうことかね、意味がわからぬ。

○北協政府委員 一人は貯金の預入、一人は振替と国庫金の受け入れ、一人は現金主任でありますから現金の受け入れ、一人は為替と振替の受け入れ、こういうふうに四人が分かれております。

○森本委員 そういたしますと、まず定額郵便貯金を受け入れる場合にはどういう手続をとるわけですか。現金と証書、そういうもののやり方は……

○浅野政府委員 貯金証書の受け入れの窓口において手続をいたしまして、それから現金の受け入れの窓口で現金を受け入れたいします。それから証書の払い渡しの窓口で証書を渡す、こういうたてまえになっております。本局におきましては、監察においてただいま調べ中ではありますが、ただいままで調べたところによりますと、大体そうやっておりますが、ときによりましては、これは規則上はまずいのであります、受け入れた窓口におきまして受け入れ書類の作成をやっておった、こういう事態が現在のところ出てまいっております。

○森本委員 そういうことは内部監査で——十年間もそういうことをやっていたかぬという指示はしていないのですか。

○浅野政府委員 こういうことは当然してはならない、こういうふうになっております。

○森本委員 いたしておいて、どうしてこんなことになったかね、十年間も。八人も窓口がおつて——同一の一人が貯金の現金も受け入れる、証書も発行する、さらに引き出しもやるという

うことではないと、この犯罪が十年間も発覚しないということはありませんか。

○北協政府委員 実はこの手口の詳しいお話をまだ申し上げておりませんが、誤解があるかと思いますが、伊藤は払いのほうの現金主任をやっております、この犯罪に使いましたのは、もっぱら局外で定額の委託を受けたものを持ち帰りまして、それを昼間の休憩時間の合間に——これは払いの係も平生からサービス上、ときどき、受けの係へいつて定額証書何枚持っていくと断わって作成はしておいたわけでありまして、その証書を持ってきまして、それを自分でつくって預金者に交付したわけでありまして、それで勤務時間におきまして、たとえば貯金の払いとか、あるいは恩給金の払いとか、サービス上、定額どうですかというのと、払いのほうでも定額証書を作成して交付する、こういうことは慣例的にこの局において行なわれていたという実情であります、それは犯罪のほうには使っておりませんが、この伊藤が使用したのは、もっぱら局外で自分の近親者とか、あるいは窓口で知り合った人をわざわざねていきまして、その関係の分だけ八年数カ月にわたって三十八件やった、こういう事例でございます。

○森本委員 その場合でも、払いの主任であったも、実問題として証書を発行する場合は、証書を発行する人と現金の受け入れをするところと別でしょう。だから現金を受け入れたところと証書面の金額が十万円なら十万円、現金の受け入れが、十万円というものを対照して現金を受け取らなければいかぬでしょう。

○北協政府委員 そういうことでございします。

○森本委員 それをやっておつたらこういうことはないでしょう。

○北協政府委員 そういうことでございします。

○森本委員 そういうことでございします。

○北協政府委員 それは何年前からこういう悪慣行が行なわれたかわかりませんが、おそらく三十三年ころ、現在の新しい局舎に移ったころに窓口が八つでございまして、第一線の窓口のほうに人をたくさん配置した、窓口にお客さんを待たせないというような趣旨から、第一線のほうにたくさん配置してしまつた、そういうような関係から、おそらくそのころからできたのじゃないかと思ひます。

それからいつに申し上げますが、この事件が発生した以後、当該局長及び次長にいろいろ話を聞いておりますが、窓口担当者の相互牽制措置は一応はとられていてと考えております、詳細な事務の取り扱いについては配意が行き届かなかつたのが実情であります。それであそこはいろいろ管理能力が劣悪であつた、何か改革をしようとする上、課長室に職員が詰めかけてるし上げを受けるというふうなこともありまして、この機会にひとと改善をしたというふうなことも申し上げておきます、それから特に貯金課におきましては、取り扱い状況を総合いたしますと、便宜扱いによるものが相当多い、これは募集については、募集すること

ができれば現金、証書の授受はときに明確を欠いていいのだ、また便宜扱いも募集上の一方途にすぎないという考え方が支配的で、防犯についてはほど遠い状況にあつたということを、つきり当該局長及び次長が申しております。したがうして、これは当該局の管理上の指導監督の問題ではないかというように私は考えます。

○上林山委員 関連。私は特定局、普通局に限らず、郵政犯罪が起きるということはまことに遺憾であると思ひますが、こういう状態を続けていきますと、大臣が当委員会において何回遺憾の意を表しても絶滅できないのではな

いか、こういうような感想を、私は長期間委員をして関係で痛切に感じていると、当局も決してほつてあるとは言ひませんが、抜本的な改善というものは欠くるところが多いように私は感ずるのであります。

そういう点から抜本的な問題として、はそれぞれやり方がたくさんあります、何といつても予算と人の問題が解決できていないのじゃないか、なかなか指導監督をやるところの監察官という方面の人たちがあまりにも少ない。私はこういう点からもと監察方面の解決を大臣はおやりにならなければならぬのではないかと、ここに一つの重点をまずもって置いてもらいたいと考えます。

第二に、私はいま質疑応答を聞いておつて驚いたのですが、局の大小によつて主任限りのところもあれば、あるいは主事ないしは課長代理のところまで、貯金の受け入れその他に対して判ごつのである、違つておるんだ、だから本省は知らない。これは私

は犯罪を絶滅する機構上の欠陥がそのまゝにしているんだ、本省は、統括局においてはこれこれ、普通の局においてはこれこれ、あるいは人数の少ない特定局においてはこれこれ、一つの基準が指導的になされていなければならぬ。いま私はあなたの方の答弁を聞いて、実はびっくりした。ところによつて一人で主人のところまで済ましてみたりするところ、一つの欠陥があると思うのですよ。これをお認めになるかどうか。これを改善する意思があるかどうか。

第三点は、その伊藤某なる者は、同じ仕事を何年やっておるのですか。私の考えをもつてすれば、同じ仕事を十年も二十年もやらせ得る人もあるであろうけれども、仕事をある程度変えるということが必要である。同じ人が同じ地位にいつまでもどまつていっているというところは、ちよつと流れる水にはボウフラはわかないけれども、たまり水にはボウフラがわくようなものです。

だから、こういうところにやつぱり思い切つた処置をしなければならぬ。これに対して労働組合などが不見識な、いわゆる反対運動をやるとすれば、それはそれとして、えりを正して、管理者がこれと熱心な話し合いをする。合法的にいろいろ話し合いをしてもこれがいれられない場合は、これはやはり勇敢に処断をしていかなければならぬ。そういう考え方を持っていなければならぬと思うが、この点はどうか。

まだ、ほかにもありますが、お話を承つてから、もう一回くらい関連を許してもらいたいと思ひます。

○古池国務大臣 ただいまのお尋ねに對しましてお答え申し上げます。

十年あるいは十年以上にわたって行われ、またたまた私の時代に発見をいたしましたのでありますから、私がこれに対して適切な措置をとり、また、今後再びかような犯罪を起させないような根本的な対策を考へる責任があると思ひます。したがって、これについては詳細な調査を指示しておるわけでございます。

まず第一のお尋ねの、監察官の数が足りないのではないかということは、お説のとおりであります。近年その点が相当認められて、若干の増員はありましたけれども、とうてい一万余千にわたる郵便局を査査し、監察するに對しましては、まだまだ定員が寡少であるという事は言うまでもないと思ひます。今後、予算の獲得あるいは人員の増加につきましては十分努力をし、各方面に認識をしていただきまして、増員の措置をとりたいと考えております。

第二にお話しになりました事務の取り扱いの担務の問題であります。もとより大局と小局においてはそれぞれ担務のやり方には違いがあり、一律にはまいらぬところはあります。けれども、しかしながら、それはやはり一定の基準を置いて、その定められた規程に従って、それぞれの局が担務者を定めて、決裁文書の処理について当然それらの規程に従って取り扱われるべきものであつて、むしろその規程に従わない便宜の処理が講ぜられるとすれば、それはその局の局長のやり方が悪いのであり、また、これを監督する立場にある郵政局なり、あるいは郵政監察局なり、あるいはまた本省なりの責任があるかと考えます。したが

つて、今後はさような点については厳重に規程を実施させるようにつとめたいと考えます。

第三にお話しになりました人事の問題であります。特定局におきましては、どうしても人事交流、配置転換ということがなかなか困難という事情がありますけれども、普通郵便局におきましてはそれほど困難はないと私は考えております。むしろさような大局にありましては、やはりときどきその担務をかへる、いわゆる配置転換をやるといふことは、お説のとおりまことに必要なことであると考えます。これが十年もの間同じ窓口で同じ仕事をやっておるというところにこの犯罪を起すような一つの原因があるといふことは疑いの余地がないと思ひます。今後さういふ点については十分配慮をしてまいりたいと思ひます。

なお、配置転換等につきましては、労働組合との間の話も必要になる場合があると思ひますが、さような際におきまして、十分組合側の良識に訴へて、さようにすることが一般職員のためであり、また事業のためであり、それがひいては労働組合のためであるといふことをよく説きましてこれに協力をしてもらふ。そうして前向きな姿勢で今後改善措置を進めてまいりたい、かように考えております。

○上林山委員 概略、大臣の答弁で心がまえをお聞きしたのでありますが、私は、先ほども申し上げたとおり、通り一ぺんの考え方はもうだめなんだから、そして、犯罪防止を思ひついでやるうなどと考えていることはもう時代おくれなんだ。だから、少なくとも制度上、あるいは科学的に分析したいわ

ゆる犯罪防止策というものを講じていかなきゃならぬ。これが足らぬです。失礼でございますけれども、も上から下までこれが足りません。私はこの点について、時間があればまた別の日に詳しく質疑をいたしますけれども、きょうは時間の関係で申し上げませんが、いまさういふに犯罪防止を思ひついでやつたて決して防止にはならぬのだから、かわる大臣、かわる大臣が、みんな当委員会その他陳謝の意を遺憾の意を、表すだけにどまるのだといふことですよ。ここでひとつ大臣以下各関係者がほんとうに自分のものとして、さういふたような近代的な科学的な防止策はどうすればいいのから研究されてもらつておりますが、たくさんある。さういふような方法をひとつ講じてもらわなきゃならぬのじやないかと思ひます。

それから第二に私考したいことは、今回の金沢局の事件ですが、これはひとつよく調査をした上で、私は当該課長、当該局長——これは直接の犯罪者ではありませんけれども、監督不行き届き、かねて管理者としての心がまえというところには私は欠陥があると思ふ。だからさういふ人たちが、場合によつては行政処分の対象としてお考えおきを願ひたいものである。何も無理にやる必要はありませんが、それ相当地にやる必要がある場合においては、私は勇氣を持って、これもそれこそ一罰百戒の考え方によつて、この問題の解決をするという意味で、気の毒であるけれども、直接の犯罪者ではないが、いわゆる行政上の処分を受ける必要があるのではなからうか、こう思うので

す。これに對する考え方も伺つておきたいと思ひます。

さらに、私はこれは詳しいことは資料として出していただきますが、官職だけでけつてございまして、戦前、大東亜戦争以前約十年間ぐらいさかのぼつての犯罪件数、それから戦後、最近十年間ぐらいでけつてございまして、この十年間ぐらいの平均の犯罪数、いわゆる業績に對するパーセント、戦前のほうが業績に對する犯罪数のパーセントは低かつたかどうか、あるいは戦後いろいろな欠陥のために犯罪数のパーセントが事業量に比べてふえていくという状況にあるのかどうか、これは私、当該委員といたしまして頭にに入れておきたい点でございまして、官職だけでもけつてございまして、伺つておきたいと思ひます。

以上、三点について話がでる程度の答弁を願ひます。

○古池國務大臣 ただいまの御説、まことにごもっともと考えます。そこで私はこの防犯対策として根本的には二つに分けて考えねばならぬかと思つております。

その第一は、特に貯金の取り扱いについて制度上あるいは機構上不完全な点があるはないか、そこに犯罪を起すようなすき間があるはないか、余地があるはないかといふことについて十分検討をしまして、今後さうな余地なからしめることを考えることがまず一つである。

それからもう一つは、さような制度の上に立つて、運用の面におきまして實際多数の職員を管理する立場にある管理者の管理方法、またそれを監督する上級機関の監督のやり方、また犯罪

等についての事故監察をやる監察者の責任、さういふような点の一つの問題であらうと思ひます。これらの両面から今後十分に科学的な検討を加へまして、将来にわたつて遺憾のないことを期していきたいと思ひます。

それから、今回の問題については、犯罪を犯した者はもとよりであります。その上級の管理者についても監督上の責任があるであらう、ごもっともであります。これにつきましては、慎重調査の上にそれぞれ適当な措置を講じたいと思ひます。

第三の、従来の犯罪等の統計的な数字、これについては戦前、戦後にわたつて御要求のありましたものは事務的に整備をいたしましてお目にかけたいと思ひます。

○森本委員 いまの御答弁でありましたが、今回の金沢郵便局の事件の内容については、これはもう制度の欠陥とかなんとかいふことよりもはつきりいたしておりますことは、管理能力といひますが、管理者がきちんとした管理経営をやつておればさういふことにはならぬ、さういふ機構になつておるわけでありまして、その機構が全然フルに使われていないといふところにこれは原因があるわけでありまして、はつきり申しまして、これは当務者は犯罪者でありますからむろんのことでありまして、これを監督することであり、主事、課長代理、課長、次長、局長といふものはもう当然責任を負わなければならぬわけでありまして、さらにこれは郵政局長、さらに監察局長、それから貯金部長といふものはもう当然責任を負わねばならぬ。これはさうまでさかのぼつてはつきりと行政処分をして

等についての事故監察をやる監察者の責任、さういふような点の一つの問題であらうと思ひます。これらの両面から今後十分に科学的な検討を加へまして、将来にわたつて遺憾のないことを期していきたいと思ひます。

それから、今回の問題については、犯罪を犯した者はもとよりであります。その上級の管理者についても監督上の責任があるであらう、ごもっともであります。これにつきましては、慎重調査の上にそれぞれ適当な措置を講じたいと思ひます。

第三の、従来の犯罪等の統計的な数字、これについては戦前、戦後にわたつて御要求のありましたものは事務的に整備をいたしましてお目にかけたいと思ひます。

○森本委員 いまの御答弁でありましたが、今回の金沢郵便局の事件の内容については、これはもう制度の欠陥とかなんとかいふことよりもはつきりいたしておりますことは、管理能力といひますが、管理者がきちんとした管理経営をやつておればさういふことにはならぬ、さういふ機構になつておるわけでありまして、その機構が全然フルに使われていないといふところにこれは原因があるわけでありまして、はつきり申しまして、これは当務者は犯罪者でありますからむろんのことでありまして、これを監督することであり、主事、課長代理、課長、次長、局長といふものはもう当然責任を負わなければならぬわけでありまして、さらにこれは郵政局長、さらに監察局長、それから貯金部長といふものはもう当然責任を負わねばならぬ。これはさうまでさかのぼつてはつきりと行政処分をして

らいたい、こういうふうに考えるわけでありすが、どうですか、大臣。
○古池國務大臣 これらにつきましては、今後詳細に、かつ慎重に調査をいたしまして、その結果最も適当と認められる行政上の措置をとりたいと考えております。

○森本委員 あまりなまぬるい措置をとらぬように、こういうときには、リボン一つつけたら直ちに戒告、訓告をするくせに、こういう六百万円、七百万円という犯罪が起きた、しかもいま言っておりますように管理能力が全然だめなんです。そういう者に対しては目をつぶっておくということであつてはならぬと思う。だから、上林山さんも言われておつたように、すべてに対して厳格にすればよい。やるならばやはりそういうことにしないと、何か先ほど来の答弁を聞いておつても、郵政省全体が上から下までたるんでおるような感じがするんですよ。だからその点は十分に、大臣としても考えていたいただきたいというふうに私は思うわけあります。

それからもう一つ、この際私は大臣に言っておきたいと思いますが、これは思ひつきたと言われればそれまででありますけれども、本省の貯金局長、保険局長、郵務局長、こういうふうな、現業に直接関係のある局長の方々は、官房長なんかも含めてそうですが、国会が終わつたら十日間くらい現業に行つて、ひとつ窓口へすわつてみるという訓練をやつてみたらどうか。これはよく外国ではやつておるわけですよ。一週間なり十日くらいは窓口当務者になつて、一ぺんすわつて公衆と接してみろ——何も貯金局長を首にしてそのま

ま窓口当務者にせよというわけではなわけでありすが、貯金局長の現職のままであつても、三日でも五日でも、現業の貯金業務をほんとうに知つてもらいたいと思う。これは、いまのような、大学を出て見習い士官をやつて、ぼつぽかぼつぽか出世をしていくというやり方では、何ぼやつたところで、自分の部下から報告を受けているだけでありすが、私みたいになまの説明はできない。だから、これはそういう全国的な一つの企画立案、こういうことをやるには非常に頭脳が明晰でなかなかならぬ。しかし、そうかといつて、それならほんとうに現業のすみずみまで知つておるかといふと、知つておる局長はほとんどおらぬ。だから、現業を知らずして全国的な立案企画をしたところで何にもならぬ。これはひとつ、年に三日でも四日でもよろしいから、本省のそういうおえら方も一度窓口当務者となつてやつてみるというふうな訓練をやつてみたらどうかと私は思うのですが、その辺どうですか、大臣。国会開会中はいけません。が、国会が閉会されたら、ひとつそれぞれ現場に三日でも四日でも出してみて、何も窓口へすわる必要はないわけですから、やはり現業の仕事というものをもう一回振り返つてやつてみる——三百六十五日のうちたつたの三日間ですから、その程度は私はやつてみる必要があるんじゃないか、こういう郵政省みたいな現業を持つ官庁としてはどうですか大臣。

○古池國務大臣 本省における最高幹部の者が現業の第一線の実情に常に精通しておるということは、私は必要であると思ひます。ただ、いまのお説のよ

うに、局長が窓口にすわつて実務をとることがいかどうかといふことは十分検討をいたしたいと思ひますが、その目的である現業の実情を知る、詳しくこれに通ずるということ、私は非常に大切なことであると考えますから、それにはいかなる方法がよいかといふような問題については十分研究をいたしてみたいと思ひます。

○森本委員 現業をよく知れといふことを言つと、それじゃ行かなければいかぬといふことで現業局へ見に行く。本省の局長あたりが行きますと、郵政局長、監察局長、貯金支局長、こういうお供がずらずと二十人くらいいつてきておるわけですよ。それで二、三分間ずつと見て回つて、局長室で報告を受けて、さもなくばつたような顔をしてお出でくる。これじゃ現業のかつこは一つもわかりつこないのです。私はそういうことよりも、ほんとうの現場の苦勞を味うためには、現業に三日間くらいおつて、それで現業というものはどういふものであるかといふことを、郵務局長あたりは、郵便課の抜き取り事件があるかといふことを、現場の郵便課の中において見てきて初めて実態がつかめるんじゃないか。こういうことを実際の働く者の立場に返つて現場をよく知るといふことを、ひとつこれは大臣に、いまお約束願つたように十分研究してもらいたいと思ひるので

それからも一つ、いま郵便の近代化の委員会である審議をいたしておりますけれども、郵政の犯罪が一番多いのは貯金と保険でありすが、近年は貯金が非常に多いわけでありま

す。貯金の中でもこの定額貯金が非常に多いわけでありすが、こうなつてまゐりますと、定額貯金というものはあまり信用がなくなつていくことが考えられるわけでありすが、そこで私は前々から考へておることでありますけれども、これはたしか行政官庁あるいは会計検査院あたりもそういうふうな考え方を若干持つておつたわけでありすが、この定額貯金証書についてはいま無記名の定額貯金証書でありまして、これを小為替証書みたいに、要するに初めから印刷しておいたらどうか、たとえば千円、二千円といううような小額については別として、いま五十五万円が最高額でありますから、大体最低一萬円の定額証書、五万円、十万円、二十万円、三十万円、四十万円、五十万円、このくらの種類の定額証書を一つと印刷しておくわけですよ。ちょうど公債が国債みたいな形においてこれを印刷しておいて、そうしてそれに一連番号をつけてそれぞれの現業に交付しておく、そうすれば残置枚数が何枚ということになるのであります。一目りよう然であります。いま一番多いのは、定額貯金の場合に、受け入れる場合には、実際の金額は十万円とみごと記帳しておいて、貯金局へ報告する場合には一萬円の預入報告ししかない。九万円をふところに入れるといふのが定額貯金では一番多いわけでありすが、だから、それを防ぐといふか

持つて迎える印象よいようなデザインを、それぞれ一萬、五萬、十萬というように高額になるに従つてかなりデザインなんかも慎重に考へてやれば、これは私は定額貯金の犯罪というものはほとんど一掃されるのではないかと、うふうに考へるわけでありすが、ただ、これを実行するについては、若干の人員とその取り扱いの繁雑さがあるわけでありすが、現在の郵便切手を取り扱つておることを見ると、そうあんなに頭からあれはいかぬと考へるほどのことはないわけでありすが、そういう点大臣、考へてみたことありま

○古池國務大臣 その点も考へまして、貯金局長に指示をして研究をさしております。確かに私は犯罪防止の一つの大きな方法であると思ひております。要するに、証書を作成し、これを渡す、それから地方貯金局に報告をするといふ人と、現金を取り扱つてこれを受け入れる人とが同一人であるといふところ、この犯罪の根源があると思ひます。これは絶対に同じ人に扱わせないといふようにすれば、よほどこれは防げるのではないかと、うふうにも考へております。

○森本委員 それはいま言つておる普通局は、初めから防げるような仕組みになつておるのであつて、それを防がない、管理能力がないわけであつて、ただ無集配特定局の場合は、大臣がいま言つたようなことは不可能なんです。やり方をどう変えまして、受け入れる人とそれから証書を発行する人を別個にするといふことは不可能に近い。それが一萬五千のうちの半分以上あるわけでありすが、だから定額貯

金証書については、いま言ったようなやり方をすれば、全国的に私は能率が上がるし、さらにこれは国民の感情もいいじゃないか。十萬円の定額貯金証書は赤なら赤、二十萬円は黄なら黄ということになる、デザインもかなりいいし、いまのようないわゆる無責任なかつこうにはならぬわけでありませう。こういうふうな定額貯金の犯罪が多くなると、一体おれの定額貯金証書の十萬円、これはほんまであるか、ひよつと請求してみてもやろうかといううな氣を国民に起こさせておるのが現状でありますから、そういう点からいいますと、さらにまた貯金の奨励という点からいいますと、いま私が言ったのは単なる思いつきではありません。會計検査院あたりも、そういうことをやったらどうかというのを前に言ったことがあります。そういう点でこれはひとつお取り上げ願つて、前向きの姿勢でひとつ大臣検討してもらいたいと思うわけですが、どうですか。

○古池國務大臣 まことにお説のとおりと存じまして、現在指示しておりますが、これには若干の経費増と、それから要員の問題がありますので、それらをあわせて研究を進めております。

○森本委員 研究を進め、研究の結果をあげるようにしてもらいたい。もしなければ、研究中、検討中、善処いたしますで何にもならなかつたという点では話になりませんが、いまの点については、これは確かにいいことだと思います。それから経費と人員の点と言いますけれども、経費は確かにかなり増すけれども、人員の点については、そんなに私は心配をするほどのことはないので、いまだかということがあるが、えらわれるわけでありまして、そういう点で、これは研究と同時に前向きの方でひとつ十分に検討願いたいということも、もう一つは、この前から言っておりまするうちに、現在検討しておりますわけでありませうけれども、貯金事業のいわゆる預金者に対するところのサービス、そういうものを簡易生命福祉事業団ではないけれども、その小型でも何でもいから——いまの郵便貯金の預入者に対するサービスというものはほとんどありません。そういうもののサービスというものを今後行なつていくということもかね備えて、もう郵政省では検討しておると思ひますけれども、ひとつこれは検討を急いで、早期に検討された案というものが出てくるようにお願いをしたいという思ひわけですが、この点大臣どうですか。

○古池國務大臣 いまの点であります、ただいまも御指摘になつたように保険事業を貯金事業とはやはり性質が違ひますから、保険の事業団のような仕事はどうしていきなさいと思ひます。しかしながら、預金者に対する心持のサービスをするというところは必要であらうと考えておりますが、まだ具体的な案は私のところに出てきておりませんので聞いておられますが、さつそく督促をいたしまして妙案を考へるようになつてほしいと思ひます。

○森本委員 それから話題が変わりますが、もう一つだけ聞いておきたいと思ひます。

毎年毎年高齢退職をやる、今日一つの機会でありませうけれども、この高齢退職については、大体の本年度の予算とそれからいつごろこれをやるかというのをちよつと聞いておきたいと思ひます。

○武田(功)政府委員 お尋ねの件は人事局長の所管でございますけれども、本日出席できませんので、かわりまして私からお答えさせていただきます。

この高齢退職は三十一年度以来例年やつておりました、本年度は時期は四月の二十五日から五月の十五日までを一応この勧奨の期間と申しますか、取り扱ひの期間にいたしましてそして、この勧奨に應ずる者等の調査をいたしました上で、大体六月の末日で実施をしたいと考えております。

○森本委員 大臣にお聞きいたしますが、これも率直に申し上げますが、こういうことは大臣の行政権に入ることでありませう、私はいままで言ひませんでしたけれども、どうもいまの大臣と政務次官では思ひ切つた措置がとれぬのではないかとこのことを私は非常に憂へますので、この際特に違つた形の発言をいたしておきたいと思ひますが、いま官房長が答弁をいたしましたように、六月の末日にこの勧奨退職が全国的に行なわれるということであるとするならば、少なくとも六月の二十日前後には、あるいはこれと同時に各普通局の局長、課長、こういう諸君の人事の異動をやらなければならぬと思ひます、当然その上に位置するところの本省発令の郵政局長、監察局長あるいは各郵政局、監察局の部長クラスのものも異動を行なわなければならぬ。そういう

つてまいりますと、当然その前に本省関係が異動するとならば、その関係の異動をやつていかなければならぬ、こういうことになつてくるわけでありませう。ところが、本省では、もうこのごろでは非常にうわさが飛んでおりませう。この次はだれが郵政局長になるのだらう、この次はだれが監察局長になるのだらう、この次はだれが保険局長になるのだらう、今日このうわさで持ち切りであります。これは持ち切りになるのは当然であります。なぜかならば、現在まで郵政省で事務次官というものは大体二年以上やつたというところはほとんど例がありません。いま国際電電に行つておる大野君が若干長かつたわけでありませう、それ以外は大体二年で終わつております。そうなつてまいりますと、もはやかわらなければならぬだらうといううわさをするのは当然であります。まさにいま、郵政省の本省のおえら方、課長クラス以上というものは疑心暗鬼であります。仕事どころではございませう。自分は次にどこへ行くのだらうといううわさになつてしまつて、とにかく持ち切りで、仕事も手につかぬというものが大げさに言へばいまの状態でありませう。そういう状態に際して一体大臣はそういう点について知つておられるのか知らぬのかわからぬといふことで、私はいろいろの懸念をする点が非常に多いわけでありませう。やはりこういうものは一つの時期というものがあつてありまして、私は内容については触れませんが、私も、こういうふうな下部末端の高齢退職というものが六月の末であるとするならば、当然その前にそういう形になるということは常識で考えられるわけ

でありませうけれども、一体大臣は、本省関係あるいは地方のそれぞれの部長クラス以上の考え方、うわさというものを御承知ですか。まずそのうわさから、そういうふうな郵政省の内部情勢というものを御承知かどうかというところを聞いておきたいと思ひます。

○古池國務大臣 率直に申し上げますが、人事というものは非常に皆さん関心が深いと見えて、あに郵政省のみならず、あらゆる政党内におきましても、人事問題はなにか重要な問題で、しよつちゆう人の話題になるわけでありませう。郵政省の中でのいろいろ人事関係でうわさが飛ぶところでは、あつては人情のしからしむところでは、あつても私は別にとめるわけにもいきませう、これは自然にまかせるよりしかたがないと思ひます。しかしながら、人事問題というものは非常に微妙であります、その責任者である私が一言をすれば、非常に人心の機微に影響するところが大いいますから、今日までさうな問題については一切口をつぐんで話しておりました。しかしながら、人事はあまり停滞するとやはりおもしろくないという原則は私は承知しております。常に清新の氣を入れかえていくということが大切であると思ひます。私は、もし人事異動をやることすれば電光石火にやるつもりであります。

○森本委員 わかりました。ただ私は、大臣がそういうふうなうわさをあまり御承知でないかというふうな考えをお話したけれども、いまの大臣のお話では、私が言つたような実情というものは大体承知しているというふう

なかつたことありますし、それからい
ま申しましたように、下部末端の勲
退職というものは六月の末にはもう確
実にこなされる。この中には普通局長
、課長が相当含まれているというこ
とになるわけでありまして、この点
を考へてまいりますと、いまの大臣
の言明をわれわれが勘案をいたしま
す、おのずから一つのラインが出てま
いますので、これは微妙な問題であ
りますからこれ以上追及しようとは考
えておりません。ただこの高齢退職の
中で、ちよつと資料を見てみますと、

毎年のことでありまして、満
年齢五八歳以上の者」と、それから
「満年齢五〇歳以上五八歳未満の者
のうち、退職を希望し、かつその退職
を適当と認める者」それから「勤続二〇
年以上の者のうち、退職を希望し、か
つその退職を適当と認める者」という
ことがあつたわけでありまして、この満
五十八歳以上の者というのは比較的あ
まり問題がないわけでありまして、ま
るややもいたしますと、(2)と(3)の項
が各郵政局で非常にバランスがとれぬ
とかとれるとかいうことがありま
すけれども、これははつきり申し上げま
して、(2)の項と(3)の項は、相当長いこと
勤続をしておつた、しかしこの際どう
も病氣になつたからやめたいというふ
うな人が大体多いと思つたわけであ
ります。そういう点については、この(1)
(2)の項は、ここに書いてありますとお
りのやり方を各郵政局長がまかされた
権限の範囲内においてこれを合理的に
使へばよろしいという考え方であつ
て、五十八歳以上でなければならぬと
いうふうに限定をしがちなことが往々
にしているわけでありまして、

そうでなくして五十八歳以上であつて
も現実にまだびんびんして二、三年
は十分働ける、郵便局もその人がほし
いというふうな場合には、何もわざわざ
やめさせなければならぬこととはな
い。あるいはまた勤続三十年以上で
あつて、実際は病氣でこの際やめたい
というふうな——この辺の考え方に
ついては、この特別措置実施の優遇策に
ついては書いてあるとおり郵政局長が
合理的にやつたならばよろしいとい
ふに私は考へるわけでありまして、
大臣どうですか。

○古池國務大臣 もとよりたゞいまの
問題を中心に人事というものは……
(森本委員)「これは人事じやない、高
齢退職です」と呼ぶ。退職もやはり一
つの人事になります。情実とかそ
ういふ問題にからませてやつてはいけ
ないと思ひます。やはりそこには一
定の基準というものを備へて、その基
準に従つて当然やるべきものだと思
ひます。しかしながら、能力のある人、
干の差別のつくことは、それは具体的
にやむを得ぬ場合もあると考へます
けれども、大体においては基準のつ
つてやるということが間違ひなからう、こ
う考へます。

○森本委員 いまその基準が三つある
わけだから、その一つの基準だけに固
執をせずに、(2)と(3)の項も有効に使
つて合理的にやれ、こういうことを言
つておるわけですよ。

○古池國務大臣 そのとおりだと存じ
ます。

○森本委員 それでこの際私はもう一
つ人事の点で申し上げておきたいと思
ひますが、特定郵便局長の任命で
すけれども、私はいままでこの問題につ
いては昭和三十一年ごろに一回くらい
やまして、それ以後やつたことはあり
ませんが、どうもこのごろの場合によ
つては目に余る場合がある。特に本
省の大臣、政務次官あるいは場合に
よつては事務次官というものを通じて
部外者を無理やりに押しつけるとい
うようなことがあり得るといふことが非
常に懸念をせられるわけでありま
す。そういう点で、たとえばあるところ
に新設局をつくる。その新設局はおれ
が大臣に話をしつゝつたんだから、お
れの推薦をする部外者の特定郵便局長
でなければならぬといふようなことを
公然と言ふ人がおるわけでありま
す。そういうことをやられたのではた
まものじやない。部内者で相当優秀
な、三十から五十までの間の希望者
がたかさんおる。ところが、そういう
力がかかってくるものだから、郵政局
長は本省とそういう人との間にはさ
つて非常に苦慮しておる。ところが
たある方面から逆に、そんなことを
しておつたら承知せぬぞといふこと
からいふものだから、どつちを向いた
からいいかさっぱりわからぬ。ところ
が、さらにまた圧力をかけるという
うなことが行なわれておるわけであ
ります。私は、特定郵便局長の任命に
ついては、いまの任命のしかたが、必
ずしも部外者を任命するといふこと
がよいとは思ひませんが、この人
事というものはつきりと大臣にある
わけでありま。そうして大臣から各
郵政局長が委任を受けておるわけであ
ります。その範囲内において公平無私
に権限を執行してもらいたい、私はこ
ういふように考へるわけでありま

なかつたことありますし、それからい
ま申しましたように、下部末端の勲
退職というものは六月の末にはもう確
実にこなされる。この中には普通局長
、課長が相当含まれているというこ
とになるわけでありまして、この点
を考へてまいりますと、いまの大臣
の言明をわれわれが勘案をいたしま
す、おのずから一つのラインが出てま
いますので、これは微妙な問題であ
りますからこれ以上追及しようとは考
えておりません。ただこの高齢退職の
中で、ちよつと資料を見てみますと、

毎年のことでありまして、満
年齢五八歳以上の者」と、それから
「満年齢五〇歳以上五八歳未満の者
のうち、退職を希望し、かつその退職
を適当と認める者」それから「勤続二〇
年以上の者のうち、退職を希望し、か
つその退職を適当と認める者」という
ことがあつたわけでありまして、この満
五十八歳以上の者というのは比較的あ
まり問題がないわけでありまして、ま
るややもいたしますと、(2)と(3)の項
が各郵政局で非常にバランスがとれぬ
とかとれるとかいうことがありま
すけれども、これははつきり申し上げま
して、(2)の項と(3)の項は、相当長いこと
勤続をしておつた、しかしこの際どう
も病氣になつたからやめたいというふ
うな人が大体多いと思つたわけであ
ります。そういう点については、この(1)
(2)の項は、ここに書いてありますとお
りのやり方を各郵政局長がまかされた
権限の範囲内においてこれを合理的に
使へばよろしいという考え方であつ
て、五十八歳以上でなければならぬと
いうふうに限定をしがちなことが往々
にしているわけでありまして、

そうでなくして五十八歳以上であつて
も現実にまだびんびんして二、三年
は十分働ける、郵便局もその人がほし
いというふうな場合には、何もわざわざ
やめさせなければならぬこととはな
い。あるいはまた勤続三十年以上で
あつて、実際は病氣でこの際やめたい
というふうな——この辺の考え方に
ついては、この特別措置実施の優遇策に
ついては書いてあるとおり郵政局長が
合理的にやつたならばよろしいとい
ふに私は考へるわけでありまして、
大臣どうですか。

○古池國務大臣 もとよりたゞいまの
問題を中心に人事というものは……
(森本委員)「これは人事じやない、高
齢退職です」と呼ぶ。退職もやはり一
つの人事になります。情実とかそ
ういふ問題にからませてやつてはいけ
ないと思ひます。やはりそこには一
定の基準というものを備へて、その基
準に従つて当然やるべきものだと思
ひます。しかしながら、能力のある人、
干の差別のつくことは、それは具体的
にやむを得ぬ場合もあると考へます
けれども、大体においては基準のつ
つてやるということが間違ひなからう、こ
う考へます。

○森本委員 いまその基準が三つある
わけだから、その一つの基準だけに固
執をせずに、(2)と(3)の項も有効に使
つて合理的にやれ、こういうことを言
つておるわけですよ。

○古池國務大臣 そのとおりだと存じ
ます。

○森本委員 それでこの際私はもう一
つ人事の点で申し上げておきたいと思
ひますが、特定郵便局長の任命で
すけれども、私はいままでこの問題につ
いては昭和三十一年ごろに一回くらい
やまして、それ以後やつたことはあり
ませんが、どうもこのごろの場合によ
つては目に余る場合がある。特に本
省の大臣、政務次官あるいは場合に
よつては事務次官というものを通じて
部外者を無理やりに押しつけるとい
うようなことがあり得るといふことが非
常に懸念をせられるわけでありま
す。そういう点で、たとえばあるところ
に新設局をつくる。その新設局はおれ
が大臣に話をしつゝつたんだから、お
れの推薦をする部外者の特定郵便局長
でなければならぬといふようなことを
公然と言ふ人がおるわけでありま
す。そういうことをやられたのではた
まものじやない。部内者で相当優秀
な、三十から五十までの間の希望者
がたかさんおる。ところが、そういう
力がかかってくるものだから、郵政局
長は本省とそういう人との間にはさ
つて非常に苦慮しておる。ところが
たある方面から逆に、そんなことを
しておつたら承知せぬぞといふこと
からいふものだから、どつちを向いた
からいいかさっぱりわからぬ。ところ
が、さらにまた圧力をかけるという
うなことが行なわれておるわけであ
ります。私は、特定郵便局長の任命に
ついては、いまの任命のしかたが、必
ずしも部外者を任命するといふこと
がよいとは思ひませんが、この人
事というものはつきりと大臣にある
わけでありま。そうして大臣から各
郵政局長が委任を受けておるわけであ
ります。その範囲内において公平無私
に権限を執行してもらいたい、私はこ
ういふように考へるわけでありま

なかつたことありますし、それからい
ま申しましたように、下部末端の勲
退職というものは六月の末にはもう確
実にこなされる。この中には普通局長
、課長が相当含まれているというこ
とになるわけでありまして、この点
を考へてまいりますと、いまの大臣
の言明をわれわれが勘案をいたしま
す、おのずから一つのラインが出てま
いますので、これは微妙な問題であ
りますからこれ以上追及しようとは考
えておりません。ただこの高齢退職の
中で、ちよつと資料を見てみますと、

毎年のことでありまして、満
年齢五八歳以上の者」と、それから
「満年齢五〇歳以上五八歳未満の者
のうち、退職を希望し、かつその退職
を適当と認める者」それから「勤続二〇
年以上の者のうち、退職を希望し、か
つその退職を適当と認める者」という
ことがあつたわけでありまして、この満
五十八歳以上の者というのは比較的あ
まり問題がないわけでありまして、ま
るややもいたしますと、(2)と(3)の項
が各郵政局で非常にバランスがとれぬ
とかとれるとかいうことがありま
すけれども、これははつきり申し上げま
して、(2)の項と(3)の項は、相当長いこと
勤続をしておつた、しかしこの際どう
も病氣になつたからやめたいというふ
うな人が大体多いと思つたわけであ
ります。そういう点については、この(1)
(2)の項は、ここに書いてありますとお
りのやり方を各郵政局長がまかされた
権限の範囲内においてこれを合理的に
使へばよろしいという考え方であつ
て、五十八歳以上でなければならぬと
いうふうに限定をしがちなことが往々
にしているわけでありまして、

そうでなくして五十八歳以上であつて
も現実にまだびんびんして二、三年
は十分働ける、郵便局もその人がほし
いというふうな場合には、何もわざわざ
やめさせなければならぬこととはな
い。あるいはまた勤続三十年以上で
あつて、実際は病氣でこの際やめたい
というふうな——この辺の考え方に
ついては、この特別措置実施の優遇策に
ついては書いてあるとおり郵政局長が
合理的にやつたならばよろしいとい
ふに私は考へるわけでありまして、
大臣どうですか。

○古池國務大臣 もとよりたゞいまの
問題を中心に人事というものは……
(森本委員)「これは人事じやない、高
齢退職です」と呼ぶ。退職もやはり一
つの人事になります。情実とかそ
ういふ問題にからませてやつてはいけ
ないと思ひます。やはりそこには一
定の基準というものを備へて、その基
準に従つて当然やるべきものだと思
ひます。しかしながら、能力のある人、
干の差別のつくことは、それは具体的
にやむを得ぬ場合もあると考へます
けれども、大体においては基準のつ
つてやるということが間違ひなからう、こ
う考へます。

○森本委員 いまその基準が三つある
わけだから、その一つの基準だけに固
執をせずに、(2)と(3)の項も有効に使
つて合理的にやれ、こういうことを言
つておるわけですよ。

○古池國務大臣 そのとおりだと存じ
ます。

○森本委員 それでこの際私はもう一
つ人事の点で申し上げておきたいと思
ひますが、特定郵便局長の任命で
すけれども、私はいままでこの問題につ
いては昭和三十一年ごろに一回くらい
やまして、それ以後やつたことはあり
ませんが、どうもこのごろの場合によ
つては目に余る場合がある。特に本
省の大臣、政務次官あるいは場合に
よつては事務次官というものを通じて
部外者を無理やりに押しつけるとい
うようなことがあり得るといふことが非
常に懸念をせられるわけでありま
す。そういう点で、たとえばあるところ
に新設局をつくる。その新設局はおれ
が大臣に話をしつゝつたんだから、お
れの推薦をする部外者の特定郵便局長
でなければならぬといふようなことを
公然と言ふ人がおるわけでありま
す。そういうことをやられたのではた
まものじやない。部内者で相当優秀
な、三十から五十までの間の希望者
がたかさんおる。ところが、そういう
力がかかってくるものだから、郵政局
長は本省とそういう人との間にはさ
つて非常に苦慮しておる。ところが
たある方面から逆に、そんなことを
しておつたら承知せぬぞといふこと
からいふものだから、どつちを向いた
からいいかさっぱりわからぬ。ところ
が、さらにまた圧力をかけるという
うなことが行なわれておるわけであ
ります。私は、特定郵便局長の任命に
ついては、いまの任命のしかたが、必
ずしも部外者を任命するといふこと
がよいとは思ひませんが、この人
事というものはつきりと大臣にある
わけでありま。そうして大臣から各
郵政局長が委任を受けておるわけであ
ります。その範囲内において公平無私
に権限を執行してもらいたい、私はこ
ういふように考へるわけでありま

薦者には丁重な断わり状をつけまして
お断わりした例もございます。そうい
うつもりでやっております。

○加藤委員長 本日はこの程度とし、
次会は来たる十三日午前十時から委員
会を開会することとし、本日はこれに
て散会いたします。

午前十一時四十八分散会

通信委員会大蔵委員会社会労働委
員会連合審査會議録第一号中正誤

ページ 誤 正

自一 會議録
欄表題 連合審査会 連合審査
至三 外 會議録

昭和三十九年五月十三日印刷

昭和三十九年五月十四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局